

第5章 許可制（要領第3、要領第11の7）

1 許可制への一本化

平成27年改正によって、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。改正前の特定労働者派遣事業については、平成30年9月まで猶予期間がありましたが、現在では、許可が必要となっています。

2 許可の要件・手続き

許可を受けるためには、欠格事由（法第6条）に該当しておらず、かつ、一定の許可基準（法第7条第1項）を満たしていることが必要です。

許可にあたって、手数料（法第54条）、登録免許税（登録免許税法第3条）を納付するとともに厚生労働大臣に提出する書類（申請書、事業計画書、これらに添付すべきこととされている書類）を提出することによって申請する必要があります（法第5条第2～4項）。

3 無許可派遣

（1）刑罰・行政処分

許可を受けないで労働者派遣事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第59条2号）。また、不正の行為によって許可を受けた者も懲役・罰金に処せられる場合があります（同3号）。許可の申請書などに虚偽記載をして提出した者は30万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第61条1号）。

また、このような行為については、行政上の措置として、許可の取消し（法第14条第1項）や事業の停止命令（法第14条第2項）等の行政処分の対象となります。

派遣先も、無許可派遣事業から派遣労働者を受け入れてはならず（法第24条の2）、これに違反した場合には勧告・公表（法第49条の2）の対象となります。

※令和7年6月1日から、「懲役」は「拘禁刑」となります。

（2）労働契約申込みみなし

無許可派遣事業から派遣労働者を受け入れた派遣先が、無許可派遣であることを知っていた場合、または知らなかったことに過失がある場合、派遣労働者に対する直接雇用を申し込んだものとみなされます（法第40条の6第1項2号）。